

# コミュニティカフェ応援サポーター（賛助会員）制度のご案内

## 【 募 集 要 項 】

### コミュニティカフェについて

コミュニティカフェは、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集い、多世代がユニバーサルな形で交流できる居場所づくりの拠点として、また福祉相談機能を兼ね備えたカフェとして、大淀町社会福祉協議会が主催する事業です。

### 賛助会員について

令和 6 年度は、賛助会員の皆さまをはじめ、多くの方々の温かいご支援により、無事に事業を継続することができました。心より御礼申し上げます。

賛助会員は、私たちの活動に賛同し、資金面でご協力いただくことで地域を支える重要な存在です。いただいた会費は運営や活動の充実に活用されております。令和 7 年度もぜひ賛助会員としてのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 賛助会費

企業・団体会員 一口 5,000円

個人会員 一口 1,000円

※賛助会費は、コミュニティカフェ運営にかかる費用に使用させていただきます。

### 会員期間

入会は随時受け付けております。ただし、入会いただく時期に関わらず、会員期間は、毎年4月から翌年3月までの1年間となりますのでご留意ください。

また、毎年3月頃に、更新のご案内をお送りいたします。

### 会員特典

#### 特典1 企業・団体名もしくは個人名の掲示

カフェ営業時、応援サポーター掲示板に企業・団体名もしくは個人名を掲示させていただきます。

5,000円で企業・団体名（約20cm×14cm：A4の半分）を掲示

- ・企業・団体の掲示板は、カフェの外から見える位置になります。

1,000円で個人名（約14cm×4cm：A4の8分の1）を掲示

- ・個人の掲示板は、店内になります。

#### 特典2 クーポン券の配布

コミュニティカフェで使える クーポン券1枚200円券を応援金の40%（2000円もしくは400円）を配布する。【10%は、こども・高齢者・障がいのある方のために、げんきちケットを購入させていただきます。】

ただし、クーポン券の使用は、商品1つにつき1枚までとし、一日につき10枚までとす

る。クーポン券の使用期限は、その年度の3月31日までとする。げんきチケットとの併用は、できない。

### **特典3** チラシを設置できる

企業・団体に限り、カフェ営業時間中のみ、チラシを置いていただくことができます。ただし、各企業・団体につき1種類までとなります。

チラシの設置基準は、別紙に定めています。

### **お申込み方法**

1. 賛助会員入会申込書を大淀町社会福祉協議会にご提出ください。  
賛助会員規程（別紙）をお読みいただきご検討ください。
2. 入会の承認後、大淀町社会福祉協議会から、ご連絡いたしますので、大淀町社会福祉協議会へお越しくください。
3. 受領証をお渡しします。

#### **【お問合せ先】**

大淀町社会福祉協議会

住 所：奈良県吉野郡大淀町下湊 1223

郵便番号：638-0821

電話番号：0747-52-1941

Fax 番号：0747-54-2888

担当 石谷・西本

# コミュニティカフェ応援サポーター制度の会員に関する規程 (賛助会員規程)

## (目的)

第1条 この規程は、コミュニティカフェ応援サポーター制度における会員（以下「賛助会員」という。）の入退会及び会費に関する事項を定める。

## (運営)

第2条 コミュニティカフェサポーター制度に関する事務は、大淀町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う。

## (賛助会員)

第3条 賛助会員はコミュニティカフェ事業の趣旨に賛同し、協賛する次の者からなる。

- (1) 企業・団体会員
- (2) 個人会員

## (入会)

第4条 賛助会員となるためには、別紙に定める入会申込書を社協に提出しなければならない。

- 2 反社会的勢力に属する個人又は企業・団体は、コミュニティカフェ応援サポーター制度における会員（賛助会員）になることはできない。

## (賛助会費)

第5条 年会費は次の各号のとおりとする。

- |             |    |        |
|-------------|----|--------|
| (1) 企業・団体会員 | 1口 | 5,000円 |
| (2) 個人会員    | 1口 | 1,000円 |

## (特典)

第6条 企業・団体会員の特典は次の各号のとおりとする。

- (1) カフェ営業時、会員の企業・団体名の掲示（約20cm×14cm）を行う。
  - (2) カフェで使用できるクーポン券を配布する。
  - (3) カフェ開催時にチラシの設置ができる。
- 2 個人会員の特典は次の各号のとおりとする。
    - (1) カフェ営業時、会員の個人名の掲示（約14cm×4cm）を行う。
    - (2) カフェで使用できるクーポン券を配布する。

(賛助会費の使途)

第7条 賛助会費は、コミュニティカフェの運営にかかる費用に充てるものとする。

(更新)

第8条 賛助会員の年度は、毎年4月より翌年3月までの1年間とし、毎年3月頃に更新の案内を行う。

(退会)

第9条 退会は、会員の届出により社協が承認する。ただし、年会費の返金は行わないものとする。

(会員資格の取消)

第10条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、会員資格を失うものとする。また、年会費の返金は行わないものとする。

- (1) この会則に違反した場合
- (2) その他会員として不相当であると社協が認める場合

第11条 この規程に定めるもののほか、コミュニティカフェ応援サポーター制度に関して必要な事項は、社協が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。